

田川市行政評価制度導入に関する 基本方針

平成21年11月
福岡県田川市

1. 行政評価制度導入の必要性

近年、地方自治体の財政状況の逼迫、行政サービスに対する市民ニーズの多様化などを背景として、市民の視点に立った効率的で成果を重視した業務全般の見直しを行い、「人・もの・財源」といった行政経営資源の効果的で効率的な配分を実現することが極めて重要な課題となっています。

こうした背景を踏まえると、行政活動の結果を測定・評価を実施し、事業内容の改善、見直し等を行う行政経営の仕組みづくりが急務と言え、その手法である行政評価制度を早急に導入することが求められています。

2. 行政評価制度の目的

行政評価制度とは、市が実施する全施策及び全事務事業を対象として、定期的かつ継続的に実施結果の検証を行うとともに、課題を明らかにするものであり、今後の行政運営の方向性を検討する中における「モノサシ、判断材料」となり、また、継続的な行財政改革を行う上で重要な制度です。

制度導入による目的は、最小コストで高品質の住民サービスを提供することのできる行政経営の達成であり、究極的には、「長期にわたる本市の安定的な発展・繁栄に寄与する」ことにあります。

さらに具体的には、「客観的な評価の実施」「評価結果の行政経営への的確な反映」を行政経営の仕組みに制度として組み込むことにより、行政活動の成果達成状況を市民等に対してわかりやすく伝えるとともに、その仕組みの適切な運用により、行政の透明性の確保と市民満足の最大化をめざすことにあります。

行政評価制度導入によりめざす効果

具体的には

総合計画の 実行性向上	事務事業の 統廃合促進	財源の有効 活用促進	事務事業の 改善促進	組織管理 の促進	職員のスキ ル向上
----------------	----------------	---------------	---------------	-------------	--------------

その結果

(行革の促進に繋がり)低コストかつ高品質な住民サービスの提供が促進される

継続により

長期にわたる本市の安定的な発展・繁栄に寄与する

■行政評価導入により見込まれる具体的な効果

項目	予想される導入効果
1 総合計画の実行性向上	総合計画の進捗管理を行うことで、総合計画と日常業務との乖離防止にかかる調整が可能。また、目標を持って日常業務に励むことができるようになり、総合計画の実行性が向上する。
2 事務事業の統廃合促進	事務事業の洗い出し、施策の体系化を行う中で、別々の部署で実施している同内容の事務事業を統廃合することが可能となる。
3 財源の有効活用促進	個々の事務事業を総合計画における目標別に体系化した「施策」ごとに予算を配分する、「枠配分予算」の導入が可能となり、財源の有効活用が促進される。
4 事務事業改善の促進	施策貢献度、事業有効性、効率性などが可視化されることで事業内容の改善、目標を達成するための新規事業の追加や事業の廃止、事業完了までの効率性の向上などが促進される。
5 組織管理の促進	業務量が可視化されることで、適正な人員配置が可能となる。
6 職員のスキル向上	検証・評価と改善を繰り返すうちに意識改革が促進される。

3. 行政評価制度の特徴

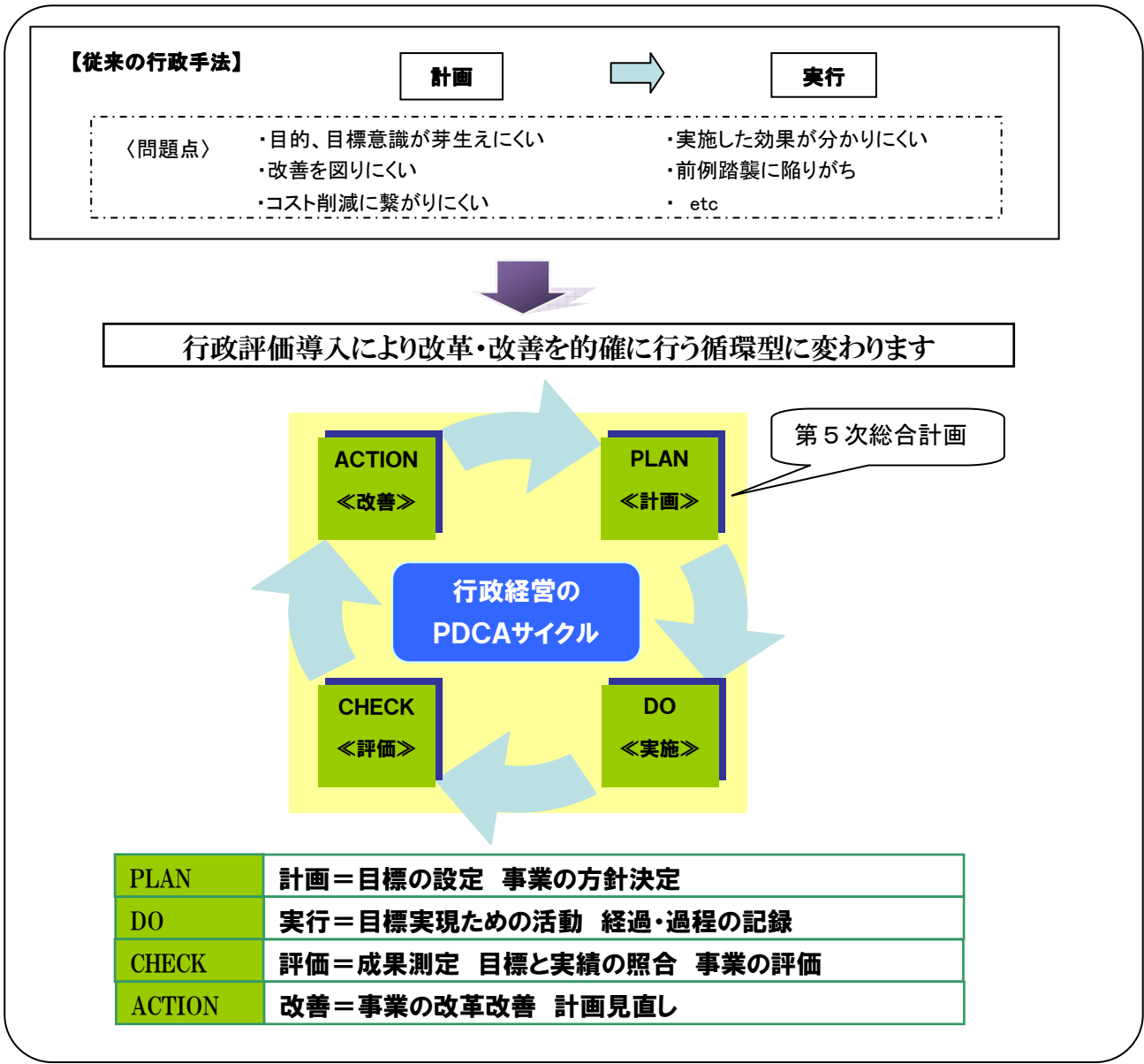
行政評価制度の特徴は、PDC Aサイクルと呼ばれる「循環型」の改革・改善の仕組みを行政経営の基本に据える点にあります。PDC Aサイクルとは、「PLAN」→「DO」→「CHECK」→「ACTION」からなる民間経営手法を行政経営に反映することで、最小コストで最大成果を得ようとする仕組みを基本としています。

これにより、従来の「計画→実行」という「直線型」から「計画(P)→実行(D)→検証・評価(C)→改善・見直し(A)→改善を反映した計画改定(P)」を行う「循環型」の仕組みへの転換が図られ、行政経営の効率化、経営資源の適切な選択と集中を図ることが可能になります。(図1参照)

なお、この行政評価制度は、現在策定中の「第5次総合計画」の実行性向上に資するための進捗管理、検証や見直しを行うための「モノサシ、判断材料」として活用することとなります。(平成21年1月13日開催の行政改革推進本部会議において承認済)

■ 図 1

《行政経営の仕組みはこう変わります》



4. 田川市行政評価制度の概要

(1) 評価類型

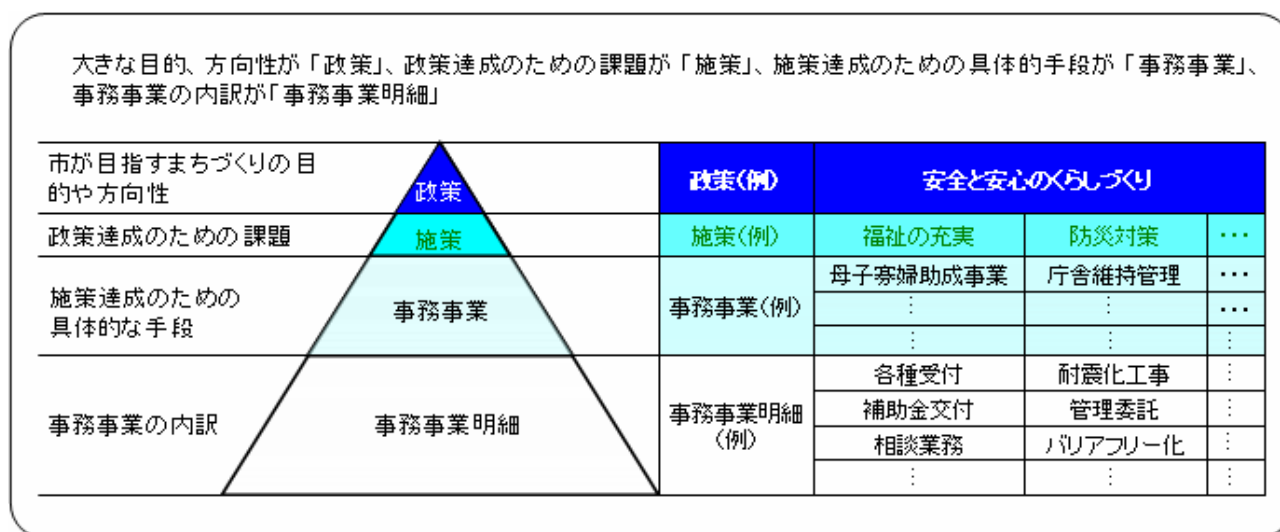
行政評価制度は、評価の階層等により「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」に分類されます。

(図2参照)

本市が行う業務は、第5次総合計画において、目的別に「政策」「施策（基本事業）」「事務事業」を整理・体系化します。したがって本市は、この目的体系を踏まえ行政評価制度を実施します。

なお、施策評価は第5次総合計画策定後に可能となることから、本市では、職員にもっとも身近である事務事業の評価を実施し、将来的に施策評価、政策評価と段階的な導入を図ることとします。また、事務事業レベルでは全ての事務を把握することが困難であるため、事務事業の下位に事務事業明細を置くこととします。

図 2



(2) 評価対象事業（事務事業レベル） 《約 500 事業》

法律により実施が義務付けられている事業及び内部管理事務の一部を除いた事務事業を評価します。なお、政策・施策に馴染まない法定受託事務等については、行財政改革の視点から評価を行うこととします。

(※ 同規模自治体の対象事務事業数は 500～800 が多い。)

(3) 評価の時点

行政（事務事業）評価は、実施時点により「事前評価」「事中評価」「事後評価」に分類されますが、本市では、年度終了時点で評価を行う事後評価とします。

(4) 評価基準

事務事業評価における基本的な分析の視点を、「必要性」「妥当性」「有効性」「効率性」によりとらえることとします。

① 必要性

公共が関与する必要性について評価します。

- ・公共が主体となって実施することの必要性を分析

② 妥当性

社会情勢や市民・時代のニーズ、国・県・民間との役割分担などの観点から、事業の実施が妥当かどうかを評価します。

- ・事務事業に対するニーズや実施根拠（目的体系の上位施策との関連性）を分析

③ 有効性

事業の内容が成果に結びついているか、目標が達成できているか、また、事業効果が市民にどの程度及んでいるのかを評価します。

- ・目指す成果を実現する手段としての効果向上の可能性を分析

④ 効率性

投入コストに見合った活動が行われているか、また、事業目的のための手段が最適であるかを評価します。

- ・投入コストの適切さや手段の適正を分析

(5) 評価作業の流れと評価体制

((例) 平成24年度以降のスケジュール)

	内容	担当等	時期
1	事務事業明細及び事務事業評価シート作成	各課	4月～6月
2	事務事業評価シートの実施査定	所属部長 総合政策課 行政改革推進室	} 評価の統一 7月～8月
3	(仮称) 行政評価審査会での事務事業・施策評価	(仮称) 行政評価審査会	
4	行政評価の公表	(仮称) 行政評価審査会	8月～9月
5	平成25年度実施計画書作成	各課	9月～
6	平成25年度当初予算に係る概算予算配分	財政課	
7	平成25年度当初予算作成	各課	

① 情報整理 (担当：担当者)

- ・担当者において、基本情報、事業概要、実施結果の情報を整理し評価シートを作成します。

② 評価 (担当：担当者+担当課長+担当部長による評価)

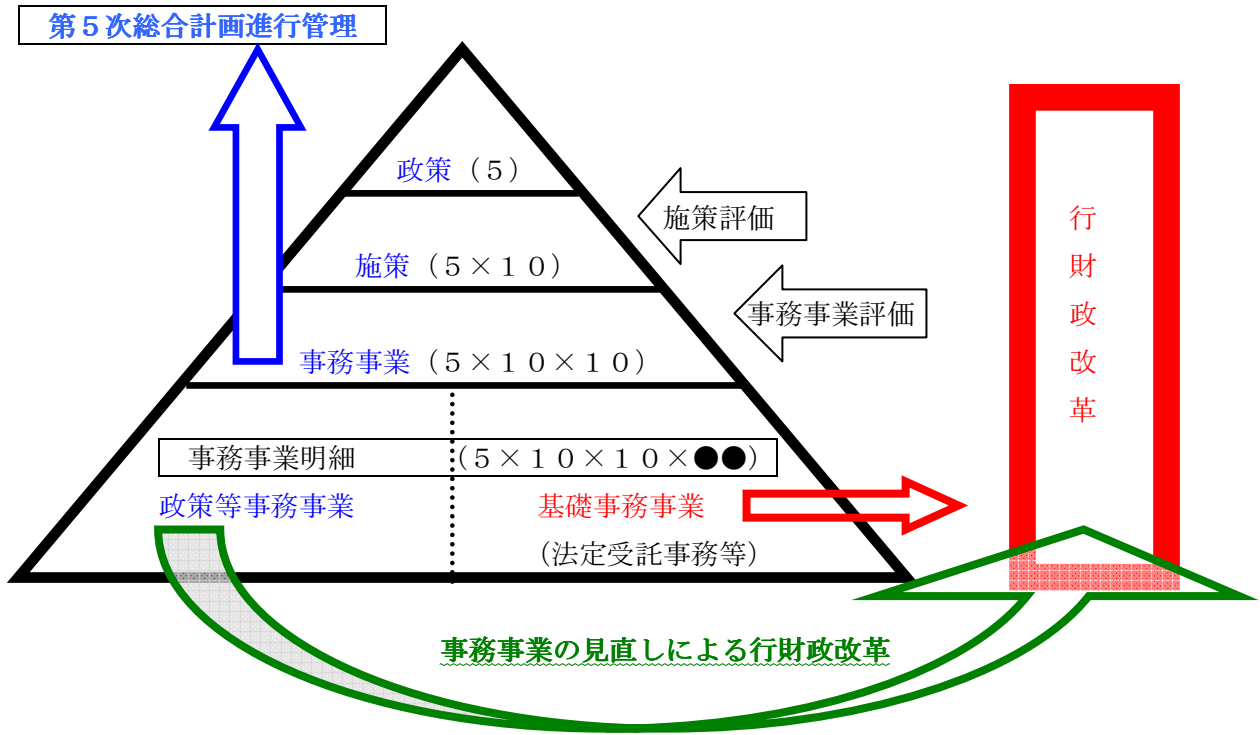
- ・実施結果をもとに、担当者、担当課長及び担当部長により、「必要性」「妥当性」「有効性」「効率性」から総合評価を実施します。

③ 評価結果検証及び改善案検討 (担当：(仮称) 行政評価審査会)

- ・②で行った総合評価を元に行政改革推進室の意見を付して(仮称)行政評価審査会で審査します。
なお、(仮称)行政評価審査会は、現在の行政改革推進本部の部会として位置付けます。

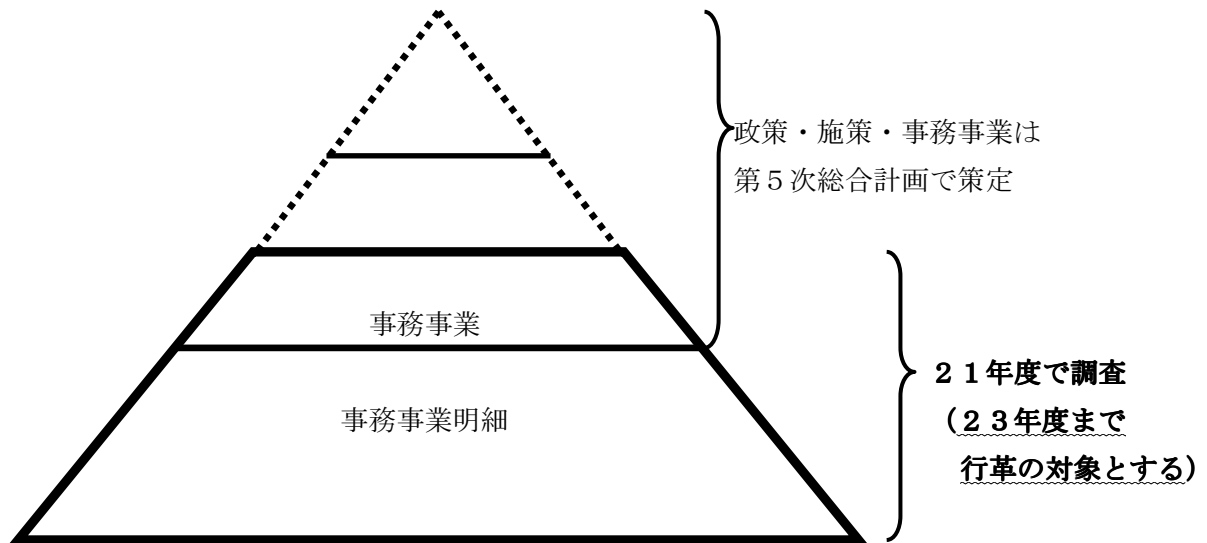
(6) 第5次総合計画と行政評価制度の連携

【平成24年度以降の最終フレーム】



(7) 行政評価制度導入までの取り組み

【平成22、23年度の基本フレーム】



5. 導入までのながれ

(1) 平成21年度 「事務事業評価の試行実施」

予算を伴わない事務事業を含む全ての事務事業の洗い出しを実施します（総合政策課にて実施）。また、平成20年度に実施した事務事業の中から1係1事務事業程度を抽出したうえで、試行的に「事務事業評価」を実施します。

(2) 平成22年度 「事務事業評価の試行実施」

平成21年度に実施した事務事業にかかる事務事業評価を行い、重複した事務事業の統廃合や事務事業の改善等を図ることとします。

(3) 平成23年度 「事務事業評価の本格実施」

平成22年度に実施した事務事業にかかる事務事業評価を行い、重複した事務事業の統廃合や事務事業の改善等を更に図ることとします。

(4) 平成24年度 「施策評価および事務事業評価の本格実施」

平成23年度からスタートする第5次総合計画に掲げる施策および事務事業にかかる施策評価および事務事業評価を行い、平成25年度予算にかかる枠配分方式の導入に繋げると共に重複した事務事業の統廃合や事務事業の改善等を更に図ることとします。

	事務事業評価	施策評価	参考：第5次総合計画
H21年度	「試行実施」 1係1事務事業程度を試行的に評価	—	「事務事業の洗い出し」
H22年度	「試行実施」 全事務事業の50%程度を評価	—	「原案作成～議決」
H23年度	「本格実施」 全事務事業を評価	—	「第5次総合計画スタート」
H24年度	「本格実施」 全事務事業を評価	「本格実施」 第5次総合計画中の 施策を評価	